

栃木県労働基準協会連合会

平成25年10月1日

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email : info@tochikire.or.jp

<http://www.tochikirei.or.jp>

第9号

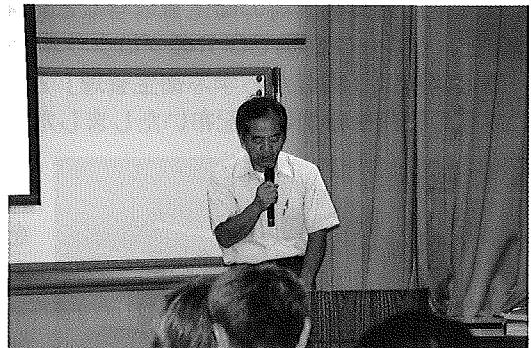
発行人

印刷 鈴木印刷株式会社

栃木県リスクアセスメント等普及促進協議会が開催されました。

去る8月29日、栃木県リスクアセスメント等普及促進協議会平成25年度定期総会が、栃木県建設産業会館において開催されました。議事終了後、来賓としてお招きした栃木労働局健康安全課長小倉一夫氏からご祝辞を頂戴いたしました。

小倉健康安全課長は、祝辞において「今年度を初年度とし、平成29年度までの5カ年を計画期間とする第12次労働災害防止計画において、業種ごとに定める一定規模以上の県内事業場のリスクアセスメント実施率を計画期間中に約80%まで高めることを目標として掲げ普及促進を図っている」と述べられました。



県内事業場の平成24年度のリスクアセスメント実施状況は、労働者数50人以上の製造業では約70%となっている反面、第3次産業では労働者数100人以上の事業場であっても、約30%にとどまっているということです（栃木労働局調べ）。

総会終了後、平成24年度栃木労働局長優良賞を受賞された、ケイミュー(株)足利工場及びNECネットワークプロダクツ(株)那須塩原工場の2社から、リスクアセスメントの取組みに関して事例発表をいただきました。

ケイミュー(株)は、2003年クボタ松下電工外装(株)としてスタートし、その後現在の社名に変更したもので、足利工場では、主に外壁などの建材を製造しているということです。足利工場では、毎月の安全衛生活動サイクルにリスクアセスメントを取り入れて労働災害発生のリスク低減を図り、本年8月現在3,008日、延べ212万時間無災害を継続中であるとのことでした。

NEC ネットワークプロダクツ(株)は、2011年 NEC 関連会社 3 社を統合して発足したもので、那須塩原工場は旧 NEC アンテナ(株)那須塩原工場を引き継ぎ、主にインフラやモバイルに係る各種アンテナ類を製造



リスクアセスメントについては、毎年の定期的な実施に加え、設備・機械の購入やレイアウトの変更、ヒヤリハットの発生などの時期に隨時実施することとしてリスク低減を図り、こちらも本年8月現在、5,305日、延べ673万時間時間無災害を継続中という成績をあげています。

協議会として、同様の好事例の収集や紹介などの情報提供を通じて県内事業場の安全衛生水準の向上に寄与することの重要性を、参加者一同改めて強く感じました。

※ 1 栃木県リスクアセスメント等普及促進協議会とは

本協議会は、リスクアセスメント等の普及促進活動を推進している 23 団体で構成され、会員相互の情報交換を通じて、県内の事業場にリスクアセスメントの導入・定着を図ることを目的に栃木労働局の指導のもとに平成 21 年 2 月に設立されました。

※ 2 リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業における危険性や有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を定めたうえでリスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法を言い、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。

労働安全衛生法第 28 条の 2 では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置」として、製造業や建設業等の事業場の事業者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組む事が努力義務とされ、その有効な実施のために、厚生労働省から「危険性又は有害性等の調査に係る指針」が公表されています。

栃木県衛生管理者協議会が開催されました。

去る 8 月 30 日、全国労働衛生週間を控え、栃木県衛生管理者協議会平成 25 年度定期総会及び研修会が栃木県建設産業会館において開催されました。

総会では、大平会長のあいさつに続き会長を議長として議事に移り、提案した議案がすべて承認されました。

総会後、会員事業場の衛生管理者など約 40 名が参加して研修会が開催されました。研修会は、基礎講座 60 分、グループ討議 50 分のプログラムで実施されました。

基礎講座は「実践から学ぶ衛生管理」というテーマで行われ、テキストとして中央労働災害防止協会発行の同名の書籍を参加者に配布いたしました。



講師には、テキストとして使用した書籍の編集にも携わった、(株)トッパンコミュニケーションズプロダクツ総務部の小沼博子さんをお迎えしました。基礎講座における講師のお話は、テーマ同様大変実践的で分かりやすいものでした。

基礎講座に引き続き「今、あなたの事業場でかかえている課題はなんですか?」というテーマでのグループ討議に移りました。初対面でのグループ討議に最初は戸惑いもみられましたが、間もなく打ち解け活発な意見交換が行われました。

グループ討議後、「メンタルヘルス」「長時間労働の抑制」「保護具使用の励行」などの課題が話し合われたとの報告がありました。

会長あいさつ要旨

皆様には、日頃より企業の衛生管理スタッフとして労働者の健康管理対策や有害業務対策などにご尽力されていることに、敬意を表したいと思います。

さてこの協議会も平成 19 年 3 月にスタートをして早いもので 7 年目となります。この間各種研修等を開催するなどにより、会員衛生管理者の資質の向上や情報交換を行ってきたところですが、まだまだ十分とは言えません。

この協議会が、各企業で衛生管理に携わる皆さんのがんばりをたてるよう願っています。

※栃木県衛生管理者協議会概要と入会手続き

設立 平成 19 年 3 月

会長 大平修二（獨協医科大学国際環境衛生室教授）

会員 106 事業場（平成 25 年 8 月現在）

活動 研修会の開催、全国衛生管理者協議会ニュースの配信、その他労働衛生関係情報の提供

事務局 栃木県労働基準協会連合会（事務補佐・栃木産業保健推進連絡事務所）

入会 栃木県衛生管理者協議会に入会を希望する事業場又は衛生管理者は、事務局までご連絡ください。

現時点では、会は、中央労働災害防止協会が運営する全国衛生管理者協議会からの援助金で運営され、会員の会費負担などはありません。

平成25年10月1日～7日全国労働衛生週間

スローガン 「健康管理 進める 広げる 職場から」

～健康診断と事後措置の徹底を！～

厚生労働省では、10月1日（火）から7日（月）まで、「健康管理 進める 広げる 職場から」をスローガンに、平成25年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で64回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡回やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開

催など、さまざまな取り組みを展開します。

平成25年度のスローガンは、近年の過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることや、労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置等の適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しており、今年5月に行なった一般公募で応募のあった324作品の中から選考、決定しました。

栃木県からのお知らせ 働く世代の生活習慣病予防フォーラム

栃木県の働く世代は肥満が全国ワースト3位などの健康課題を抱えており、生活習慣の改善に向けた取組を行うことが重要です。今回は、先進企業の事例を参考に、働く世代の生活習慣病の効果的な予防について考えてみませんか。



日時：平成25年10月7日（月）午後2:00～4:00（受付午後1:30～）

場所：栃木県総合文化センター サブホール（宇都宮市本町1-8）

参加費無料 ※お申込等は、栃木県健康増進課にお問合せください

講演内容

健康意識の風土づくり

講師：足利銀行健康保険組合 常務理事 大澤 努氏

働く世代の健康づくりには、社内の風土づくりが必要です。試行錯誤しながら社員の健康づくりに取り組んでいる状況を御紹介いたします。

社員の健康意識力アップへの取り組みについて

講師：北関東綜合警備保障株式会社 人事部 若菜 剛氏

社員の健康はお客様の安全につながる考え方、会社を上げて健康づくりに取り組んでいる状況を御紹介いたします。

企業における社員の健康管理について

講師：株式会社ローソン CEO 楠田 鈴木 清晃氏

社員の健康増進のためには、会社と個人が共に健康を意識し、行動することが重要と考え、社員の健康をサポートする制度を開始しました。今回はその状況について御紹介いたします。

問合せ：栃木県保健福祉部健康増進課健康長寿推進班 TEL 028-623-3096

栃木労働局からのお知らせ①（健康安全課）

「職場における腰痛予防対策指針」が19年ぶりに改訂されました。

このたび、厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」の適用対象を福祉・医療分野等における介護・看護作業全般に広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法などを加えて改訂を行いました。

主な改訂事項・ポイントは、次のとおりです。

○介護作業の適用範囲・内容の充実

・「重症心身障害児施設等における介護作業」から「福祉・

医療等における介護・看護作業」全般に適用を拡大

・腰部に著しく負担がかかる移乗介助等では、リフト等の福祉機器を積極的に使用することとし、原則として人力

による人の抱上げは行わせないことを記述

○リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの手法を記述

・リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムは、腰痛予防対策においてもこれらの手法が効果的であることから改訂指針に明記

○一部の作業について、職場で活用できる事例を掲載（チェックリスト、作業標準の作成例、ストレッチング（体操）方法など）

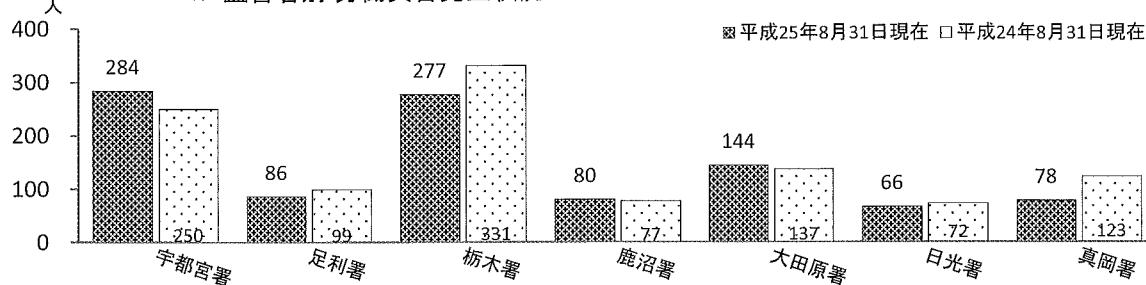
栃木労働局からのお知らせ②（健康安全課）

労働災害発生状況（平成25年8月31日現在）

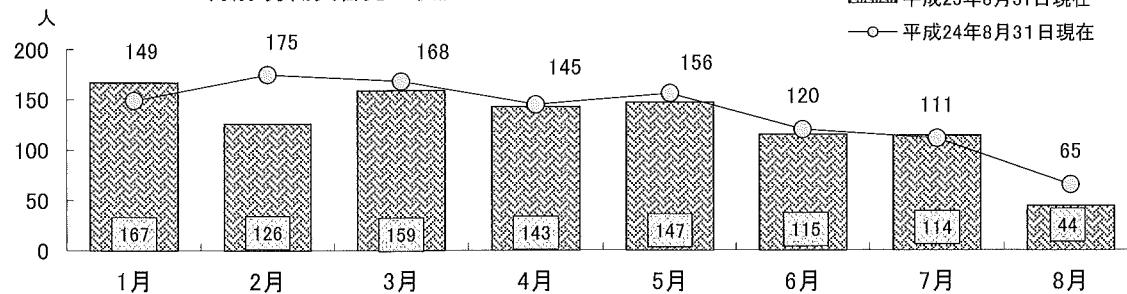
業種別 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。）

区分	平成24年		平成25年(速報)		増減率(%) (24年-25年)
	死傷者数	死者数	死傷者数	死者数	
全産業	1,089	12	1,015	8	-6.8
製造業	367	1	297	1	-19.1
建設業	145	4	144		-0.7
道路貨物運送業					
陸上貨物取扱業	140	2	101	1	-27.9
林業	11		13		18.2
第三次産業	400	5	418	4	4.5

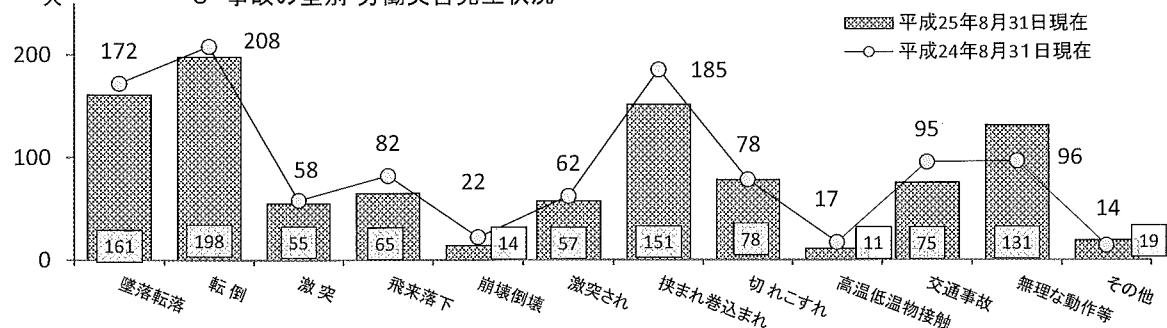
1. 監督署別 労働災害発生状況



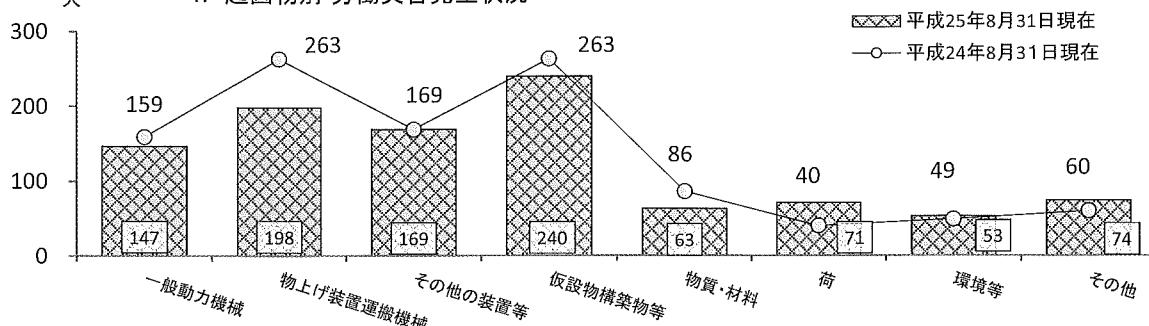
2. 月別 労働災害発生状況



3. 事故の型別 労働災害発生状況



4. 起因物別 労働災害発生状況



栃木労働局からのお知らせ③（賃金室）

栃木県最低賃金

平成 25 年 10 月 19 日
から改正されます

現在 時間額 705 円

→ 改正後 時間額 718 円

★産業や職種にかかわりなく、栃木県内で事業を営むすべての使用者及びその労働者に対して適用されます。

★最低賃金以上の賃金を支払わない場合には、罰則が定められています。

★最低賃金に含めない賃金

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ④ 精勤手当、通勤手当、家族手当

詳しくは、**栃木労働局賃金室 電話 028-634-9109**
又は、最寄りの労働基準監督署まで

◇◇ 最低賃金引上げの支援対策として業務改善助成金制度があります ◇◇

栃木県内に事業場があり、最も低い時間給を計画的に 800 円以上に引き上げる予定（計画）のある中小企業の事業主の皆様を対象とした助成金制度です。

賃金引上げ計画と共に、事業場内の就業規則・賃金制度の作成整備、改正や作業の効率化・労働能率の増進向上などを目的とした事業改善（設備・機器の導入等）を計画し、承認の後に実施すると、改善経費の 1/2（上限 100 万円）を支給します。

主な支給要件：① 賃金引上げ（改善）計画及び業務改善計画の策定

- ② 一年度当たり 40 円以上の賃金引上げ（就業規則等に規定）
- ③ 業務改善に係る経費として 10 万円以上の費用の支払い

支 給 額：③の経費の 2 分の 1（上限 100 万円、下限 5 万円）

支 給 回 数：賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度につき、1 回。

問 合 せ 先：栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）

【参考】栃木県中小企業総合相談支援センター（栃木県最低賃金総合相談支援センター）では、労務管理や経営の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、専門家が無料・秘密厳守で相談・コンサルティングをワンストップで行っています。

詳細は、電話 028-611-1008 又は <http://www.gt9.or.jp/gyosei/> でご確認ください。

栃木労働局からのお知らせ④（監督課）

厚労省委託事業「労働契約解説セミナー 2013」基礎セミナー／判例セミナー 栃木会場 無料セミナー開催のお知らせ

“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーが栃木県内で開催されます。

平成 24 年 8 月に成立した改正労働契約法の解説もありますので、この機会にぜひご参加ください。

日時：平成 25 年 12 月 13 日（金） 基礎セミナー 14:00 ~ 15:25（受付開始 13:30）
判例セミナー 15:35 ~ 16:45（受付開始 15:25）

会場：東京海上日動火災保険（株）栃木支店 A 会議室

宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道スクエア 7F ※駐車場の用意はありません。

定員：50 名 参加費無料 ※先着順、定員に達し次第〆切となります。

お申込みの詳細は、専用 HP：<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20130802.html> をご覧ください。

お問合せ：労働契約解説セミナー事務局 tel:03-5288-7477 mail:seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp

栃木労働局からのお知らせ⑤（監督課）

～働き方・休み方コンサルタントを活用してみませんか？～

労働時間に関する大きな問題は2つあります。賃金不払残業（いわゆるサービス残業）と過重労働による健康障害の問題です。賃金不払残業は労働基準法第37条違反です。いずれの問題も使用者が労働者（正社員、パート等を問いません。）の労働時間の管理をきちんと行っていないことが主な原因として考えられます。

労働時間の管理をしない場合には、企業にとって大きなリスクがあります。賃金不払残業について言えば、例えば労使関係が何らかの原因でこじれた場合、過去の不払い分をまとめて監督署に申告され、監督署から他の労働者の不払い分も含めて支払うよう指導されたり、労働者から個別に民事裁判を提起される場合があります。

過重労働による健康障害についても、時間外労働が長時間になればなるほど脳・心臓疾患の発症するリスクが高まる医学的知見も出ています。また、長時間労働に起因して精神障害を発症する場合もあります。不幸にして従業員が亡くなった場合、亡くなった従業員は何も証言をしてくれません。長時間労働をしていたという事実だけが残り、遺族から民事裁判により高額の賠償金を求める場合があります。また、労働基準関係法令に抵触していた場合、監督署により送検される場合もあります。

民事裁判等がマスコミに取り上げられると、企業に対する信頼が低下するだけでなく、募集をかけてもよい人材が集められにくくなるなど企業にとっても大きな損失が生じます。また失った人材は決して戻ってきません。

これらの点からも労働時間の管理は非常に重要である



とご理解いただけると思います。労働時間に関する悩みや自主的に改善をされたいと思われる企業がございましたら、栃木労働局（問合せ先：監督課 028（634）9115）で配置されている「働き方・休み方コンサルタント」をご活用ください。

当局のホームページ（URL:<http://tochigiroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）にも申込書があります。

栃木労働局からのお知らせ⑥（労働保険徴収室）

労働保険適用促進強化期間 11/1～11/30

『1人でも雇つたら、入ろう。労働保険。』

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称したもので保険給付はそれぞれ別個に行われます。

1 労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に労災保険法の規定により、負傷した労働者又は遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っております。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

2 失業した労働者の生活の安定と再就職を促進

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るために事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

3 労働者を使用する事業主は加入することが義務づけられています

「労働保険」は、労災保険法と雇用保険法の規程により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務づけられていますので、まだ加入手続をされていない事業主は 最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で加入手続をしてください。

詳しくは、栃木労働局総務部労働保険徴収室（028-634-9113）までお尋ねください。

中央労働災害防止協会主催出張研修のお知らせ①

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

厚生労働省が示しているメンタルヘルス指針では、職場のメンタルヘルスを担当する推進担当者を選任するよう努めることと規定しています。

本研修は、厚生労働省の公表しているカリキュラムに準じており、心の健康づくり計画の策定からメンタルヘルス不調者への、食事復帰のための支援、職場環境の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学ぶことができます。

対象者：事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理担当、衛生管理者・保健師・看護師等の産業保健スタッフ

開催日時：平成25年11月18日（月）～19日（火）、

両日とも午前9時30分～午後5時

会場：栃木県建設産業会館（宇都宮市築瀬町1958-1）

定員：35名

申込先：中央労働災害防止協会健康快適推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館6階

Tel 03-3452-2417 Fax 03-3453-0730

申込方法：FAX・郵送の場合

申込書を中央労働災害防止協会又は（一社）栃木県労働基準協会連合会のホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入の上、申込先あてファックス又は郵送でお送りください。中央労働災害防止協会のホームページからオンライン申し込みもできます。

参加費：賛助会員 30,000円（割引金額18,000円）

一般 34,000円（割引金額20,000円）

※割引金額が対象となる事業場は常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ労働保険の適用事業場です。

中央労働災害防止協会主催出張研修のお知らせ②

残留リスク情報から始める機械災害防止対策研修

平成24年度の労働安全衛生規則改正により、機械メーカー等は、譲渡する機械について、リスクアセスメントに基づく「残留リスク」情報（「残留リスク一覧」及び「残留リスクマップ」等）を作成して、ユーザーに通知することが努力義務となりました。

本研修では、これらの「残留リスク情報」を渡されたユーザーが、その情報をどのように活用すべきか労働災害防止活動にどのように結びつけるか、具体的な事例を交えて、そのノウハウを分かりやすく伝える研修です。

対象者：機械設備の安全対策を担当する生産技術担当者、工務部門の技術者、安全担当者、ライン管理の責任者等
開催日：平成25年11月27日（水）

会場：栃木県建設産業会館（宇都宮市築瀬町1958-1）

定員：50名

申込先：（一社）栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

Tel 0285-678-2771 Fax 028-678-2775

申込方法：FAX・郵送の場合

申込書を中央労働災害防止協会又は（一社）栃木県労働基準協会連合会のホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入の上、申込先あてファックス又は郵送でお送りください。この研修は、中央労働災害防止協会のホームページからオンライン申し込みは利用できません。

参加費：賛助会員 17,500円（割引金額8,750円）

一般 19,000円（割引金額9,500円）

※割引金額が対象となる事業場は常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ労働保険の適用事業場です。

平成25年度 産業保健セミナー予定表(平成25年10月~12月)

産業保健関係者や労務担当者の方々を対象に無料セミナーを開催しています。

日 程	セミナー等の内容	講 師	開催場所
1 10月3日(木) 15:00~17:00	就業制限を考慮する健康状態と対応	産業医学担当 倉富靖子 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
2 10月4日(金) 15:00~17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
3 10月17日(木) 15:00~17:00	局所排気装置の効果的利用と問題点 ~模型を使った問題点把握実習~	労働衛生工学担当 秋葉一好 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
4 10月23日(水) 15:00~17:00	防ごう在職死 伝えられますか、働く人のがんを避けて 生き延びるヒント	産業医学担当 小林 淳 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
5 10月25日(金) 14:00~16:00	セルフケア こころと身体を軽くする リラクゼーションと自律訓練法	カウンセリング担当 坂寄和弘 特別相談員	M S Oビル 5階共用会議室
6 11月1日(金) 15:00~17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
7 11月5日(火) 14:00~16:00	「ハラスマント」を理解して、メンタルヘルス対策	カウンセリング担当 岡本由利子 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
8 11月13日(水) 15:00~17:00	物理的因子による健康障害の防止対策	産業医学担当 湯川 悟 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
9 11月19日(火) 14:00~16:00	メンタル不調者の休職から職場復帰までの労務管理対策	社会保険労務士 渡辺和幸 メンタル促進員	M S Cビル 5階共用会議室
10 11月21日(木) 15:00~17:00	労働衛生教育シリーズ(酸素欠乏症等とその予防)	産業医学担当 杉澤誠祐 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
11 11月27日(水) 15:00~17:00	職場の喫煙対策(禁煙サポートのパワーアップ 禁煙の 生理・心理と禁煙支援のポイント)	産業医学担当 小林 淳 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
12 11月28日(木) 14:00~16:00	健康にまつわる安全衛生配慮義務と企業の責任	関係法令担当 大森良雄 特別相談員	宇都宮市文化会館 第2会議室
13 12月3日(火) 14:00~16:00	エンジョイ産業看護! 集まれ駆け出し産業看護職	保健指導担当 高橋由紀子 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
14 12月5日(木) 15:00~17:00	感染拡大が予想される感染症等への職場対応	産業医学担当 倉富靖子 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
15 12月6日(金) 15:00~17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
16 12月12日(木) 15:00~17:00	MSDSを活用した化学物質の管理とリスクアセスメント	労働衛生工学担当 岡本佳久 相談員	M S Cビル 5階共用会議室
17 12月20日(金) 14:00~16:00	ラインケア 積極的傾聴法	カウンセリング担当 坂寄和弘 特別相談員	M S Cビル 5階共用会議室

* 定 員: 30名(先着順)

* 費 用: 無 料

* セミナー内容: 当センターホームページをご覧ください <http://www.tochigisanpo.jp/>

* 会 場: 開催場所に記載 各会場の住所は次のとおり

・MSCビル(宇都宮市大通り1-4-24、栃木産業保健推進連絡事務所入居ビル)

・宇都宮市文化会館(宇都宮市明保野町7-66)

* 後 援: 栃木労働局 ・ 各労働基準監督署

* お申し込みは FAX 028-643-0695 Eメール info@tochigisanpo.jp

* お問合せは 栃木産業保健推進連絡事務所 TEL 028-643-0685

* 日程・開催場所等変更の場合には、ホームページ、メールマガジン等でお知らせいたします

研修日程、研修内容など早期情報入手は便利なメールマガジン登録を!

◆お問い合わせ先 独立行政法人労働者健康福祉機構 栃木産業保健推進連絡事務所 TEL 028-643-0685

衛生管理者能力向上教育のご案内

衛生管理者制度は昭和 24 年に労働基準法（旧労働安全衛生規則）に規定されてから、昭和 47 年の労働安全衛生法の施行を経て、平成元年に第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許に分化され、一貫して日本独自の制度として、事業場内の労働衛生水準の向上に大きく貢献してきました。

その選任率は全業種で 86% 以上、大規模事業場においてはほぼ 100% といわれております。しかし、衛生管理者免許は更新制度がないために、資格取得後の労働衛生分野の最新の情報や衛生管理の知識の取得が困難でもありました。

当連合会では、年 1 回ですが、労安法第 19 条の 2 における事業者の衛生管理者の教育義務に対応した「衛生管理者能力向上教育」を下記のとおり開催いたします。HP 等で確認の上、お申込みください。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 (日時) | 平成 25 年 12 月 9 日 (月) 午前 9 時から
10 日 (火) 午後 4 時まで |
| 2 (会場) | 栃木県建設産業会館 4 階大会議室 |
| 3 (対象・定員) | 第一種衛生管理者免許を取得後、
概ね 5 年以上の方、100 名 |
| 4 (科目ほか) | 労働衛生管理の機能と構造など、合計 13 時間 |
| 5 (終了証等) | 全科目修了者に終了証を交付します |
| 6 (申込等) | 11 月 25 日 (月) までに当連合会へ
(電 028・678・2771) |

全基連情報

事業を始めて 5 年以内の事業場の労働条件整備を専門家が無料でお手伝いします。 —厚生労働省委託事業 新規起業事業場就業環境整備事業のご案内—

この事業（新規起業事業場就業環境整備事業）では、社会保険労務士等の専門家が皆さんの事業場へ直接訪問し、業態等にふさわしい就業環境を整えるために必要な情報を提供するとともに、次のようなご相談にも応じ、具体的な対策の助言もします。

- ①労働時間の管理
- ②変形労働時間制や裁量労働制の導入
- ③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与
- ④安全衛生管理体制の整備
- ⑤免許、資格の必要な業務の確認
- ⑥機械設備の安全性や届出
- ⑦労災保険・雇用保険の手続き
- ⑧就業規則の作成・届出など

※無料です 厚生労働省からの委託事業ですので、費用は一切かかりません。

※申込方法 申込書を下記申込先からお取り寄せするかダウンロードして必要事項を記入し、下記申込先までファックスまたは郵送でお申し込みください。

※申込書のダウンロード先 HP 「全基連 新規起業」で検索

※申込先 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会栃木県支部(一般社団法人栃木県労働基準協会連合会)

〒 321-0933

栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1

栃木県建設産業会館 4 階

電話 028-678-2771

FAX 028-678-2775

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 10 月 3 日 (木) 優良事業場視察及び栃木地方産業安全衛生大会参加
宇都宮市
- ② 10 月 8 日 (火) リスクアセスメント実務研修会
栃木県護国会館
- ③ 10 月 12 日 (土) THP ウォーキング大会
真岡市井頭公園
- ④ 10 月 30 日 (水) ~ 11 月 1 日 (金) 全国産業安全衛生大会参加
大阪市
- ⑤ 11 月 18 日 (月) 永年勤続従業員表彰式
コンセーレ
- ⑥ 11 月 29 日 (金) ~ 30 日 (土) プレス金型取替交換等特別教育
(株)クボタ宇都宮工場、モリテックスチール(株)宇都宮工場
- ⑦ 12 月 6 日 (金) ~ 7 日 (土) 産業用ロボット検査教示等特別教育
(株)クボタ宇都宮工場
- ⑧ 26 年 1 月下旬 労務管理講習会 & 受動喫煙防止セミナー
会場未定

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 10 月 3 日 (木) 栃木地方産業安全衛生大会参加
宇都宮市
- ② 10 月 19 日 (土) THP 健康づくりウォーキング大会
足利七福神めぐり
- ③ 10 月 30 日 (水) ~ 11 月 1 日 (金) 全国産業安全衛生大会参加
大阪市
- ④ 11 月 21 日 (木) 第 30 回記念平成 25 年度産業安全衛生大会
足利市民プラザ
- ⑤ 11 月 28 日 (木) 労務管理部会
足利市民プラザ
- ⑥ 11 月 30 日 (土) リスクアセスメント実務研修会
足利市民プラザ
- ⑦ 12 月 6 日 (金) 災害事例検討会
足利市民プラザ
- ⑧ 12 月 14 日 (土) ~ 15 日 (日) プレス金型交換時等特別教育
ミコトマシナリー(株)
- ⑨ 1 月 28 日 (火) 労務管理セミナー
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 10月3日(木) 栃木地方産業安全衛生大会・優良事業場視察
宇都宮市文化会館・富士重工業(株)宇都宮製作所
- ② 10月8日(火) 「墜落・転落」災害防止対策推進講座
宇都宮市文化会館
- ③ 10月18日(金) 粉じん作業特別教育
栃木商工会議所
- ④ 10月24日(木)・25日(金) 安全管理者選任時研修
栃木商工会議所
- ⑤ 10月28日(月) 飲食店における労務・安全衛生講習会
栃木市文化会館
- ⑥ 11月2日(土) 栃木地区THPウォーキング大会
みかも山やま公園
- ⑦ 11月15日(金) 栃木地区産業安全衛生大会
栃木市文化会館
- ⑧ 11月21日(木) リスクアセスメント担当者研修
栃木商工会議所
- ⑨ 12月6日(金) 自由研削と石特別教育
栃木商工会議所
- ⑩ 1月16日(木)・17日(金) 職長教育
栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 10月3日(木) 管外優良事業場見学
いすゞ自動車(株)
- ② 10月8日(火) 「墜落・転落」災害防止対策推進講座
栃木市文化会館
- ③ 10月26日(土) THPみかも山ウォーキング大会
みかも山
- ④ 10月28日(月) 飲食店の労務・安全衛生講習会
栃木市文化会館
- ⑤ 11月7日(木)～9日(土) 玉掛け技能講習
佐野市勤労者会館他
- ⑥ 11月12日(火) 運送事業者と荷主との労務・安全衛生懇談会
小山市
- ⑦ 11月13日(水) 佐野地区安衛大会実行委員会
佐野市勤労者会館
- ⑧ 11月14日(木)・15日(金) プレス協議会安全交流会
各事業場
- ⑨ 11月22日(金) 佐野地区産業安全衛生大会
佐野市文化会館
- ⑩ 12月3日(火)・4日(水) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ⑪ 12月19日(木) 第3回理事会
佐野市勤労者会館
- ⑫ 1月15日(水)・16日(木) プレス会員交換等特別教育
佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 10月3日(木) 栃木地方産業安全衛生大会参加
宇都宮市
- ② 10月5日(土) 鹿沼THP健康ウォーキング
会津若松市
- ③ 10月17日(木)・18日(金) 職長教育
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 10月24日(木)・25日(金) 安全管理者選任時研修
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 10月30日(水)～11月1日(金) 全国産業安全衛生大会参加
大阪市
- ⑥ 11月8日(金) 鹿沼地区産業安全衛生大会
福田屋鹿沼店
- ⑦ 11月12日(火) 研削といし取替え等特別教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑧ 11月19日(火) 動力プレス等の金型調整等特別教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑨ 1月末定 労務管理講習会
会場未定
- ⑩ 1月末定 労働基準協会新年祝賀会
会場未定

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 10月25日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
勝田屋記念会館
- ② 10月30日(水)・31日(木) 全国産業安全衛生大会参加
大阪市
- ③ 11月6日(水)・7日(木) はい作業主任者技能講習
県北体育館
- ④ 11月9日(土) 塩那THP推進協議会ウォーキング大会
なかがわ水遊園
- ⑤ 11月15日(金) 玉掛け従事者安全教育
那須クレーン教習所
- ⑥ 11月20日(水)・21日(木) 職長教育
県北体育館
- ⑦ 12月5日(木) リスクアセスメント担当者研修
県北体育館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 10月21日(月)・22日(火) 伐木等の業務特別教育
(林災防栃木県支部協力)
宇都宮市
- ② 11月9日(土) 携帯用丸のこ盤作業従事者安全衛生教育
(林災防栃木県支部教育)
宇都宮市
- ③ 11月13日(水) 日光地区産業安全衛生大会
(株)あさの(開場 14:00～)
- ④ 11月29日(金) 研削といし取替え等の業務に係る特別教育
大沢公民館
- ⑤ 12月18日(水)～20日(金) アーク溶接等の作業に係る特別教育
(コベルコ教習所協力)
宇都宮市
- ⑥ 1月16日(木)・17日(金) 木材加工用機械作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力)
宇都宮市
- ⑦ 1月24日(金) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力)
会場未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 10月1日(火)・2日(水) 安全管理者選任時研修
真岡市青年女性会館
- ② 10月3日(木) 栃木地方産業安全衛生大会参加
宇都宮市
- ③ 10月7日(月)～10日(木) フォークリフト運転技能講習
(林災防栃木県支部協力)
真岡市公民館
- ④ 10月29日(火) 高所作業に対する安全教育
未定
- ⑤ 11月9日(土) 真岡地区THP推進協議会ウォーキング大会
真岡市民公園
- ⑥ 11月18日(月)・19日(火) 産業用ロボット特別教育
真岡市公民館
- ⑦ 11月26日(火) 真岡地区産業安全衛生大会
グランドホテル静風
- ⑧ 1月予定 有機溶剤作業主任者講習
- ⑨ 1月予定 粉じん作業特別教育
- ⑩ 1月予定 職長教育
- ⑪ 1月予定 フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
- ⑫ 1月予定 リスクアセスメント実務研修
- ⑬ 1月予定 危険予知訓練(KYT)研修

地区労働基準協会めぐり⑨ (一社) 真岡労働基準協会

地区労働基準協会めぐりも今回が最終回。(一社) 真岡労働基準協会事務局を訪ねたのは、空にうろこ雲が見られ、急に秋めいた一日でした。

真岡協会の事務所は、真岡商工会議所の一角にありました。この事務所に移ったのは平成 13 年というお話でしたが、付近は市民会館や図書館、市民公園など公共施設が集中していて、真岡監督署との距離も 400m 程度と、会員にとって大変便の良い場所と思われました。

事務所に入ると、専務理事の上野勉さんと書記の仙波美登利さんのお二人にお迎えいただきました。

上野専務は、平成 23 年に真岡協会の専務に就任したそうですが、就任前は日産板木工場の協力企業で組織する日産板木会で安全衛生委員長や同副委員長を 15 年近くも務めていたそうです。前専務からの引き継ぎが大変スムーズだった理由が納得出来ました。

趣味は以前からのゴルフのほか、最近は「そばめぐり」が加わったそうです。お勧めのそばをお聞きしたところ、特に、旧栗野町（現鹿沼市）のそばがお好みだということでした。

書記の仙波さんは、今年 3 月採用となったばかりで、協会職員となる前は、真岡監督署で非常勤職員として 6 年あまり勤務していたとのことでした。41 年勤続の前任者を引き継ぐのはとても大変だが、少しずつ仕事に慣れているところとお話をされていました。

趣味をお聞きしたら、即座に「コンサート」という答えが返ってきました。茅ヶ崎の「サザン」、宇都宮での「ディズニーオンクラシック」それに、東京での「劇団四季」の公演については、すでにチケット購入済みということでした。他にも、いろいろとあげていただきましたが、紙面の関係で紹介できないのが残念です。介護のご苦労もあるということでしたが、上手に生活のバランスをとっておられる様子が感じされました。

真岡・芳賀地区の名物といえば、益子焼や真岡木綿などの伝統工芸や、イチゴやメロンといった農産物のほか、真岡鉄道の SL を思い浮かべる方も多いのでは。今年は、その SL に全国安全週間をアピールするヘッドマークを取り付け、同週間にあわせ運行されました。真岡監督署と真岡協会の働きかけで実現したとのことで、下野新聞の記事をご覧になった方も多いのではないでしょうか（ちなみにユーチューブにもアップされていました）。

協会運営のご苦労をお尋ねしたところ、真岡・芳賀地区は一昨年の大震災での被害が、県内でも特に大きかったため、震災以降会員の退会が増えたということでした。退会した会員には、大震災で被害を受け廃業した益子焼の窯元などもあったそうです。また、一般社団法人への移行手続きでは、専務に就任した直後の待ったなしの作業だったことから大変苦労したことでした。

真岡地区は、地場産業のほか、真岡工業団地や芳賀工業団地などに立地する大手企業の工場などが大変多いのも特徴です。安全衛生活動に熱心な会員も数多く、平成 10 年から始まった安全優良職長厚生労働大臣顕彰では、真岡協会会員事業所所属の方が県内 8 地区協会の中で最も多く受けられています。

真岡協会には、本誌などを活用して安全衛生活動に係る先進事例をいろいろと紹介いただくななど、他の地区協会をリードするような取り組みを期待し、地区労働基準協会めぐりの最終回といたします。



右から専務理事の上野勉さんと書記の仙波美登利さん

平成 25 年度各種技能講習等実施計画表

栃木労働局長登録講習機関 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日		講習科目等	会場	締切
10	5 (土)	衛生管理者試験受験直前模擬試験講習	建設産業会館	9/24 (火)
	8 (火) ~ 9 (水)	安全管理者選任時研修②	〃	9/24 (火)
	21 (月) ~ 23 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	10/ 7 (月)
	26 (土)	出張特別試験	宇都宮大学	—
	28 (月) ~ 29 (水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	10/15 (火)
	31 (木) ~ 1 (金)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	10/17 (木)
11	11 (月) ~ 12 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	建設産業会館	10/28 (月)
	18 (月) ~ 19 (火)	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修(中災防主催)	〃	11/ 5 (火)
	20 (水) ~ 21 (木)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	11/ 6 (水)
	25 (月) ~ 26 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	〃	11/11 (月)
	27 (水)	残留リスクから始める機械災害防止対策研修(中災防主催)	〃	
12	2 (月) ~ 4 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	11/18 (月)
	9 (月) ~ 10 (火)	衛生管理者能力向上教育	〃	11/25 (月)
	16 (月) ~ 17 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	〃	12/ 2 (月)
1	14 (火) ~ 15 (水)	安全衛生推進者等養成講習⑤	建設産業会館	1/ 6 (月)
	20 (月) ~ 21 (火)	プレス機械作業主任者技能講習③	〃	1/ 6 (月)
	27 (月) ~ 28 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	〃	1/14 (火)
2	3 (月) ~ 4 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	1/20 (月)
	13 (木) ~ 14 (金)	栃木KYTトレーナー研修(中災防主催)	〃	1/30 (木)
	17 (月) ~ 19 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	2/ 3 (月)
	24 (月) ~ 25 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	2/10 (月)
3	4 (火)	安全管理者能力向上教育	建設産業会館	2/18 (火)
	17 (月) ~ 18 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	〃	3/ 3 (月)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【 <http://www.tochikiren.or.jp/> 】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒 321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 E-mail : info@tochikiren.or.jp

この夏、厚生労働省が、「ブラック企業」対策に乗り出すという報道が相次ぎました。

ところで、「ブラック企業」とは一体どんな企業を言うのでしょうか。マスコミやネットなどから「若者」「正社員」「低賃金」「長時間労働」「使い捨て」「パワハラ」などのキーワードが浮かび上がってきました。キーワードをつなげてみると、「正社員として雇用した若者を低賃金、長時間労働で働かせ、肉体的・精神的な耐性が弱い者については、パワハラなどにより退職に追い込むなど、就職氷河期の若者の正社員願望を逆手にとって、若者を使い捨てにする企業」とでもいうことになるでしょうか。

このような企業が現に存在するとは考えたくありませんが、法令の軽視や稚拙な労務管理ゆえにブラック企業のレッテルを貼られることはあり得ることかもしれません。

本誌を通じて、企業のコンプライアンスに資するような情報を少しでもお知らせできるよう努めたいと改めて思いました。

後記